

○茅野市中小企業振興条例施行規則

平成19年3月29日

規則第13号

改正 平成19年9月28日規則第25号
平成20年11月27日規則第28号
平成21年3月30日規則第8号
平成22年3月30日規則第12号
平成23年3月29日規則第11号
平成23年4月4日規則第15号
平成24年3月29日規則第12号
平成25年3月28日規則第16号
平成26年3月28日規則第12号
平成27年3月30日規則第17号
平成28年3月29日規則第15号
平成29年3月30日規則第9号
平成30年3月29日規則第9号

茅野市中小企業振興条例施行規則（昭和53年茅野市規則第5号）の全部を改正する。

目次

第1節 総則（第1条・第2条）

第2節 補助（第3条—第14条）

第3節 制度融資のあっせん（第15条—第27条）

第4節 補則（第28条）

附則

第1節 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、茅野市中小企業振興条例（平成19年茅野市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、「小規模企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号から第5号まで及び第7号に規定する者をいう。

2 条例第2条第2号に規定する市長が認める団体は、3以上の中小企業者で構成する団体をいう。ただし、条例第3条第3号、第4号及び第6号の事業にあつては、おおむね20以上の中小企業者で構成する団体をいう。

3 条例第2条第7号に規定する市長が認める地域は、同条第9号に規定する工場用敷地及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域内の農用地以外の地域をいう。

第2節 補助

（施設又は工場の設置区域）

第3条 条例第4条の規定による施設及び工場は、市内に設置された場合とする。

（商店街共同施設）

第4条 条例第4条第3号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 街路灯（同一規格で10基以上設置するもの）
- (2) 広告灯、アーチ、アーケード、モニュメント及び防犯カメラ
- (3) インターロッキング等による舗装
- (4) 無料駐車場（一般客の利用に供するもので、15台以上駐車できるもの）
- (5) その他市長が必要と認めたもの

（コミュニティ施設）

第5条 条例第4条第4号の規則で定めるコミュニティ施設は、次に掲げるものとする。

- (1) ギャラリー
- (2) 多目的ホール
- (3) フリーマーケット用スペース
- (4) 交流スペース
- (5) その他市長が必要と認めたもの

（空き工場等を活用した工場設置の対象としない売買又は賃貸）

第5条の2 条例第4条第7号ウ及びエの規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空き工場等の売主又は貸主である法人の代表者が、買主又は借主である場合
- (2) 空き工場等の売主又は貸主である個人が、買主又は借主である法人の代表者である場合
- (3) 空き工場等の売主又は貸主である法人の代表者が、買主又は借主である法人の代表者と同一人である場合
- (4) 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下単に「親会社」という。）と当該親会社の同条第3号に規定する子会社（以下単に「子会社」という。）又は同一の親会社の子会社同士の間での売買又は賃貸の場合

（住居部分に係る額）

第5条の3 条例第4条第8号の規則で定める額は、事業費を観光施設の面積と住居部分の面積で按分した住居部分の額とする。この場合において、観光施設と住居部分の区分が明確でない部分は、住居部分とみなす。

（従業員福利厚生施設）

第6条 条例第4条第9号ウの規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 宿舍
- (2) 体育館
- (3) 更衣室
- (4) 休憩室
- (5) 食堂
- (6) 浴場
- (7) 図書館
- (8) 講堂
- (9) 娯楽室
- (10) 運動場
- (11) 保養施設

(12) その他市長が認める施設

(補助対象経費等)

第7条 条例第3条第1号から第6号まで及び第9号に規定する事業に対する補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助限度額は別表第1のとおりとし、国又は県の補助を受けた額は対象経費から除く。

第8条 条例第3条第7号及び第8号に規定する事業に対する補助金の交付対象となる経費、補助期間、補助率及び補助限度額は別表第2のとおりとし、国又は県の補助を受けた額は対象経費から除く。ただし、土地に対する補助は、次に掲げる場合であつて、かつ、次条第4項に規定する補助期間の1年目の交付申請時において、所有権移転等の登記終了後3年度以内のものに限る。

- (1) 市内に既に立地している工場が公共事業又は用途地域の指定若しくは環境保全上移転を余儀なくされる工場であつて、企業主が自ら進んで工場用敷地に移転し、又は市が工場用敷地への誘導を図った場合
- (2) 市内に工場を設置していない中小企業者等が、市の誘致により特定地域内に新たに工場を設置した場合
- (3) 現に事業を営んでいない者が、市内において中小企業者等として新たに起業し、特定地域内に工場を設置した場合
- (4) 市内の特定地域内に既に工場を設置している者が、工場用敷地を取得し、当該敷地に工場を増設した場合
- (5) 観光施設を設置しようとする者が、敷地を取得し、当該敷地に観光施設を新築し、又は増改築した場合

(補助金の交付申請)

第9条 条例第3条の規定による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業振興補助金交付申請書（様式第1号、第1号の2又は第1号の3。以下「交付申請書」という。）に事業計画書（様式第2号、第2号の2、第2号の3）を添えて市長に提出するものとする。

- 2 条例第3条第7号（市外業者による空き工場等を活用した工場設置の場合及び市内業者による空き工場等を活用した工場設置の場合を除く。）及び第8号に該当する事業の補助金の交付申請は、建物の所有権移転等の登記が終了しており、かつ、固定資産の評価額確定後でなければすることができない。
- 3 条例第3条第7号（市外業者による空き工場等を活用した工場設置の場合及び市内業者による空き工場等を活用した工場設置の場合に限る。）に該当する事業の補助金の交付申請は、建物の所有権移転等の登記終了後又は賃貸借契約締結後、当該工場の操業を開始して1年を経過しなければすることができない。
- 4 前2項の事業に係る補助金は、建物の所有権移転等の登記終了後又は賃貸借契約締結後3年度以内に補助期間の1年目の交付申請をしなければならないものとし、補助期間中毎年度交付申請をしなければならない。ただし、土地又は建物の取得又は賃借を伴わずに償却資産のみを増加した場合は、当該償却資産の評価額確定後1年度以内に補助期間の1年目の交付申請をしなければならない。
- 5 第1項の交付申請書には、別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、

市長が必要でないと認めたものは省略することができる。

(補助の決定)

第10条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査し、必要に応じ茅野市中小企業振興審議会の意見を聴き、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、中小企業振興補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第11条 補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに中小企業振興補助事業変更届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(1) 交付申請書の記載内容に変更を生じたとき。

(2) 当該事業を中止し、又は廃止したとき。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者のうち、条例第3条第1号から第6号まで及び第9号の補助対象事業が完了したときは、中小企業振興補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、補助事業実績書(様式第6号、第6号の2又は第6号の3)のほか、別表第4に掲げる書類を添付しなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の受理後、内容の審査及び現地調査等により補助金の額を確定し、中小企業振興補助金確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 申請者は、前条の規定による中小企業振興補助金確定通知書又は第10条第2項の規定による中小企業振興補助金交付決定通知書(条例第3条第7号及び第8号に該当する事業に限る。)を受けた後、速やかに中小企業振興補助金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

第3節 制度融資のあっせん

(制度融資の種類)

第15条 条例第7条の規定により行う融資(以下「制度融資」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般資金
- (2) 小口資金
- (3) 開業資金
- (4) 工場用地取得資金
- (5) 公共事業関連資金
- (6) 商店街近代化資金
- (7) 公害防止施設整備資金
- (8) 事業承継関連資金
- (9) 経営安定資金
- (10) 経営安定借換資金

(制度融資の対象)

第16条 制度融資を利用することのできる者は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種（以下「対象業種」という。）を市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者等であり、法人にあっては事業所（登記簿上の本店又は支店をいう。）を、個人にあっては住所を1年以上市内に有しているものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、制度融資を利用することはできない。

- (1) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）滞納者及び市税未申告者
- (2) 金融機関から取引停止の処分を受けている者
- (3) 長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行が完了していない者
- (4) 許認可を要する業種について、これを受けていない者
- (5) 制度融資を不正に利用したことがある者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

2 前項本文の規定にかかわらず、開業資金を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 個人にあっては、対象業種を市内において開業しようとし、又は開業してから1年に満たない者で、住所を市内に有しているもの
- (2) 法人にあっては、対象業種を市内において開業しようとし、又は開業してから1年に満たない者で、その法人の代表者が住所を市内に有しているもの
(制度融資の貸付対象者、資金用途等)

第17条 制度融資の貸付対象者、資金用途及び貸付条件は、別表第5のとおりとする。

(制度融資のあっせんの制限)

第18条 市長は、第15条各号に掲げる資金（一般資金、小口資金、開業資金及び経営安定資金を除く。）のうち、同一の資金にあっては、複数の用途に対して重複してあつせんしないものとする。

2 貸付を受けた資金（一般資金、小口資金、経営安定資金及び経営安定借換資金を除く。）と同一の資金は、当該貸付金の返済を完了した日の翌日以降でなければあつせんしないものとする。

(制度融資の申込)

第19条 制度融資のあっせんを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、融資あっせん申込書（様式第9号。以下「申込書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 最近の決算書及び試算表
- (2) 市税の納税証明書
- (3) 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。）
- (4) 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（設備資金に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(制度融資の決定)

第20条 市長は、制度融資の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、あっせんすべきものと決定したときは、速やかにその旨を金融機関及び保証協会に通知するものとする。

る。

- 2 金融機関及び保証協会は、前項の規定によるあっせんの通知を受けたときは、相互に協議し、金融機関はその結果を直ちに申込者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による協議の結果、承諾の決定をしたときは保証協会が、不承諾の決定をしたときは金融機関又は保証協会がその内容を市長に通知するものとする。

第21条 削除

(設備完了届)

第22条 制度融資決定者は、制度融資の対象設備の設置を完了したときは、速やかに設備完了届(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(預託の期間等)

第23条 条例第7条第2項に規定する預託の期間は1年以内とし、預託額等は金融機関と協議して定めるものとする。

(保証料の補助)

第24条 条例第8条第1号に規定する信用保証料の補助額は、別表第6に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、長野県が定める中小企業融資規程(昭和52年長野県告示第176号)の規定に基づき融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の補助額は、長野県が負担した額と同額とする。
- 3 市長は、第1項及び前項の補助金は、制度融資決定者に代え保証協会に交付するものとする。

(保証料の返還)

第25条 市長は、補助金を交付した保証債務に早期完済又は返済条件の変更による保証期間の短縮があったときは、既に交付した補助金の一部を保証協会から返還させるものとする。

(利子の補助)

第26条 条例第8条第2号に規定する制度融資に係る利子の補助額は、別表第7に定める補助内容を基に算出した範囲内とし、現に金融機関に支払った額とする。

- 2 制度融資決定者が前項に規定する利子の補助を受けようとする場合は、利子補助申請書(様式第11号)に金融機関が証明した利子支払証明書(様式第12号)を添付し、市長が指定する日までに市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、利子補助の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の決定をしたときには、利子補助決定書(様式第13号)により当該制度融資決定者に通知するものとする。

(協議会)

第27条 この規則に基づく制度融資の円滑な運用を図るため、茅野市制度融資協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、次に掲げる組織内から市長が委嘱し、又は任命するものとし、委員の任期は、委嘱又は任命した際の当該役職の在任期間とする。

- (1) 金融機関 4人
- (2) 保証協会 1人

- (3) 茅野市議会 1人
- (4) 茅野商工会議所 1人
- (5) 茅野市職員 2人

- 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会の委員は、やむを得ない場合は、委員に適すると思われる者を代理人として出席させることができるものとする。ただし、第2項第3号に掲げる委員を除く。

第4節 補則

(補則)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に補助又は制度融資を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際改正前の茅野市中小企業振興条例施行規則第24条の規定により委嘱し、又は任命された委員は、改正後の茅野市中小企業振興条例施行規則第26条の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。

附 則 (平成19年9月28日規則第25号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月27日規則第28号)

改正 平成22年3月30日規則第12号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(特別経営対策資金に係る規定の失効)

- 2 この規則による改正後の茅野市中小企業振興条例施行規則第15条、別表第5及び別表第6中特別経営対策資金に係る規定については、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年3月30日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第6の規定は、施行日以後の融資あっせんの申込みから適用し、施行日前において、現に制度融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月30日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第6の規定は、施行日以後の融資のあっせんの申込みから適用し、施行日前において、現に制度融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年4月4日規則第15号)

改正 平成24年3月29日規則第12号

平成25年3月28日規則第16号

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(緊急震災対策資金に係る規定の失効)

- 2 この規則による改正後の茅野市中小企業振興条例施行規則第15条、別表第5及び別表第6中緊急震災対策資金に係る規定については、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成25年3月31日以前に現に制度融資を受けている者における別表第6の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月29日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表第6の改正規定は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

- 2 第1条中第20条の次に1条を加える改正規定は、平成23年6月1日以降に保証の申込みをした制度融資の決定分から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の別表第6の規定は、施行日以後の融資のあっせんの申込みから適用し、施行日前において、現に制度融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月28日規則第16号)

改正 平成26年3月28日規則第12号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(特別借換資金に係る規定の失効)

- 2 この規則による改正後の茅野市中小企業振興条例施行規則第15条及び別表第5中特別借換資金に係る規定については、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成26年3月28日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表第5及び別表第6の改正規定は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第5及び別表第6の規定は、施行日以後の融資のあっせんの申込みから適用し、施行日前において、現に制度融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月30日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第6の規定は、施行日以後の融資あっせんの申込みから適用し、施行日前において、現に融資あっせんの申込みをしている者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第5、別表第6及び別表第7の規定は、施行日以後の融資あっせんの申込みから適用し、施行日前において、現に融資あっせんの申込みをしている者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月30日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市中小企業振興条例施行規則の規定は、施行日以後の融資あっせんの申込みから適用し、施行日前において、現に融資のあっせんの申込みをしている者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月29日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の茅野市中小企業振興条例施行規則の規定は、施行日以後の補助金の交付申請及び融資あっせんの申込みから適用し、施行日前において、現に補助金の交付申請及び融資のあっせんの申込みをしている者については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

事業名	対象経費	補助率	補助限度額
高度化事業	当該施設の設置に要する経費。	100分の5	250万円
商店街活性化事業	当該店舗の設置に要する経費。	100分の5	250万円
商店街共同施設設置事業	次に掲げる施設の設置に要する経費。ただし、用地確保に要する経費は除く。 (1)街路灯 (2)広告灯、アーチ、アーケード、モニュメント及び防犯カメラ (3)インターロッキング等による舗装 (4)無料駐車場 (5)その他市長が必要と認めたもの	(1) 2分の1 (2)から(5)まで 100分の35	300万円
空き店舗等活用事業	次に掲げる施設の整備に要する改装費 (内装工事、外装工事、給排水工事、サ	(1) 2分の1	300万円

	イン工事、電気工事に要する経費) (1) コミュニティ施設 (2) 新規出店	(2) 100分の20	200万円
既存老朽化物件取壊事業	当該施設の解体工事に要する経費	100分の20	50万円
商店街振興計画策定事業	当該計画の策定に要する経費。ただし、事業施行者に係る人件費、研修視察費及び食糧費は除く。	2分の1	350万円
指定施設設置事業	公害防止施設	当該施設の設置に要する経費。ただし、用地確保に要する経費は除く。	100分の10 800万円
	廃棄物処理施設	当該施設の設置に要する経費。ただし、用地確保に要する経費は除く。	100分の5 20万円
	従業員福利厚生施設	当該施設の設置に要する経費。	100分の10 300万円

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。
- 2 対象経費は、補助金の交付を受けようとする年度に支出したものに限り。

別表第2（第8条関係）

事業の種類	対象施設	対象経費	補助率、期間及び限度額				
			区分	補助率	期間	限度額	
工場設置事業	特定地域内に設置する工場又は設置されている工場 (1) 土地 (2) 建物 (3) 償却資産	(1) 左欄に掲げる対象工場の新設、増設、市外業者による空き工場等を活用した工場設置又は市内業者による空き工場等を活用した工場設置に要する経費 (2) 前号の経費は、当該固定	土地	新設 市外業者による空き工場等を活用した工場設置	100分の1.4	3箇年	1箇年500万円
				増設 市内業者による空き工場等を活用した工場設置	100分の1.4	2箇年	1箇年500万円
			建物	新設	100分の	3箇年	1箇年800万円

		資産の毎年度の課税標準額をいう。		市外業者による空き工場等を活用した工場設置	1.4		
				増設 市内業者による空き工場等を活用した工場設置	100分の1.4	2 箇年	1 箇年500万円
			償却資産	新設 市外業者による空き工場等を活用した工場設置	100分の1.4	3 箇年	1 箇年300万円
				増設 市内業者による空き工場等を活用した工場設置	100分の1.4	2 箇年	1 箇年200万円
観光施設設置事業	旅館業法第3条に規定する旅館業の許可を受けた者で、10年以上、市内において観光施設を営んでいる者が設置する観光施設 (1) 土地 (2) 建物	(1) 左欄に掲げる観光施設の新築又は増改築に要する経費 (2) 前号の経費は、当該固定資産の毎年度の課税標準額をいう。	土地	新築 増改築	100分の1.4	3 箇年	1 箇年500万円
			建物	新築 増改築	100分の1.4	3 箇年	1 箇年800万円
			償却資産	新築 増改築	100分の1.4	3 箇年	1 箇年300万円

(3) 償却資産						
----------	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 補助金の額に100円未満の額があるときは、切り捨てるものとする。
- 2 固定資産の取得に対する補助金の額は、固定資産を取得した日以降初めて固定資産の評価額が確定する年度を1年目として算定するものとする。

別表第3（第9条関係）

区分	事業名	添付書類
商業関係	高度化事業 商店街活性化事業 商店街共同施設設置事業 空き店舗等活用事業 既存老朽化物件取壊事業 商店街振興計画策定事業	(1) 事業計画書（様式第2号、第2号の2又は第2号の3） (2) 団体名簿（該当する場合） (3) 見積書の写し (4) 図面、配置図、工事前の写真及びカタログ（又は仕様書及び図面）のうち、該当するもの。 (5) 建物にあって必要とされる場合はその建築確認通知書の写し。ただし、申請時に建築確認通知書がない場合には、通知がされ次第速やかに提出すること。 (6) 街路灯、アーチ等については道路占用許可証の写し。この場合において、申請時に道路占用許可がなされていない場合には、許可がされ次第速やかに提出すること。 (7) 土地又は建物を利用する場合で必要な場合は、それぞれの所有者の承諾書の写し (8) 空き店舗等については、当該商業会が3月以上使用されていない旨の証明をした書類 (9) その他市長が必要と認める書類
工業・観光関係	工場設置事業 観光施設設置事業	(1) 設置場所を示す案内図 (2) 設置施設の設計図又は仕様書 (3) 建物にあっては平面図・立面図 (4) 契約書の写し (5) 商業・法人登記事項証明書（土地・建物に係るもの）の写し (6) 支払いを示す領収書等の写し (7) 固定資産税課税明細書又は固定資

		産課税台帳及び償却資産にあつては償却資産申告書又は償却資産課税台帳（明細書を含む。）の写し (8) 空き工場等については、当該工場等が3月以上使用されていない旨の証明をした書類 (9) 市税の納税証明 (10) 観光施設にあつては旅館業法の許可証の写し (11) その他市長が必要と認める書類
指定施設	指定施設設置事業	(1) 事業計画書（様式第2号） (2) 設置場所を示す案内図 (3) 設置施設の設計図又は仕様書 (4) 建物にあつては平面図・立面図 (5) 契約書の写し (6) 支払いを示す領収書等の写し (7) 市税の納税証明 (8) その他市長が必要と認める書類

備考

- 1 工業・観光関係の添付書類のうち、第1号から第6号まで、第8号及び第10号は、1年目の申請に限る。
- 2 工業・観光関係の添付書類のうち、増設又は市内業者による空き工場等を活用した工場設置に該当する場合、第7号は取得前年度及び取得年度に係るものとする。

別表第4（第12条関係）

- (1) 補助対象となった経費の支払領収書の写し
- (2) 契約書の写し
- (3) 事業着手前及び完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

別表第5（第17条関係）

資金名	貸付対象者	資金用途	貸付条件				
			貸付限度	利率	貸付期間	連帯保証人	担保
一般資金	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者	設備資金	設備資金と運転資金との合算額で 2,500万円	5.1%以内	7年以上	個人の場合又は法人であつて法人代表者以外の場合 は、不要。ただし、市長が別に定める場	必要により要する
		運転資金			5年以上		
		ISO・エコアクション	800万円				

		ン21 取得資金				合は、この限りでない		
小口資金	小規模企業者	設備資金	設備資金と 運転資金との合 算額で 2,000万円	4.7% 以内	7年以 内			要しな い
		運転資金			5年以 内			
開業資金	新規開業予定者及 び新規開業してか ら1年未満の者 で、事業実施のた めの資金を必要と するもの	設備資金	1,500万円	5.1% 以内	10年以 内			必要に より要 する
		運転資金	1,000万円		5年以 内			
工場用地 取得資金	市が設置する工場 用敷地を取得し、 1年以内に工場を 設置する者	設備資金	5,000万円	5.1% 以内	15年以 内			必要に より要 する
公共事業 関連資金	国、県及び市が実 施する公共事業の 施行に伴い移転、 改築する場合で、 引き続き事業を営 む者	設備資金	2,000万円	5.1% 以内	10年以 内			必要に より要 する
		運転資金	1,500万円		5年以 内			
商店街近 代化資金	中心市街地活性化 基本計画等に協調 して、店舗等の新 築又は増改築若し くは改装を行う者	設備資金	2,000万円	5.1% 以内	10年以 内			必要に より要 する
公害防止 施設整備 資金	環境保全、公害防 止のための施設又 は設備を設置する 者	設備資金	1,500万円	4.5% 以内	10年以 内			必要に より要 する
事業承継 関連資金	認定経営革新等支 援機関等の支援を 受けて事業承継を 行う者	事業承継 に係る資 金	1,250万円	5.1% 以内	10年以 内		必要に より要 する	
経営安定 資金	経済不況又は異常 気象等により、事 業活動に支障を生	設備資金	設備資金 と運転資 金との合	4.0% 以内	10年以 内		必要に より要 する	
		運転資金			7年以 内			

	じている者		算額で 1,500万円		内	
経営安定 借換資金	保証協会の保証付 借入残高を借り換 える者	運転資金	1,250万円 保証付借 入残高の 範囲内	4.0% 以内	7年以 内	必要に より要 する

別表第6（第24条関係）

資金名	信用保証料補助額
一般資金	信用保証料の10分の8以内の額とする。ただし、中小企業信 用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者にあつて は、10分の10以内の額とする。
小口資金	
開業資金	
工場用地取得資金	
公共事業関連資金	
商店街近代化資金	
公害防止施設整備資金	
事業承継関連資金	
経営安定資金	
経営安定借換資金	

別表第7（第26条関係）

資金名	資金使途	補助内容	
一般資金	ISO・エコアクション 21取得資金	年利1.14%分	借入後3年間
小口資金	設備資金、運転資金	年利0.30%分	借入後2年間
開業資金	設備資金、運転資金 (空き店舗等を活用 した開業の場合を除 く。)	年利1.10%分	借入後3年間
	設備資金、運転資金 (空き店舗等を活用 した開業の場合に限 る。)	年利1.10%分	借入後4年間
工場用地取得資金	設備資金	年利1.52%分	借入後3年間
公共事業関連資金	設備資金、運転資金	年利1.14%分	
商店街近代化資金	設備資金	年利1.14%分	
公害防止施設整備資金	設備資金	年利1.14%分	
経営安定資金	設備資金	年利0.80%分	借入後2年間
	運転資金		